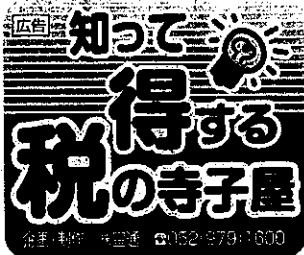


2016年(平成28年)4月12日(火曜日)



Q 老人ホームへの入居を夫婦で考えています。税金について、注意することはありませんか。


A 有料老人ホームの入居者は入居一時金と施設利用や各種サービスを受けるための一定の利用料を支払います。この利用料は扶養義務者相互間の生活費に充てる通常の必要支出として贈与税の非課税に該当します。なお、利用料の領収書の医療費控除対象額は、所得税の確定申告で医療費控除が受けられます。

入居一時金は途中退所や死亡により返還金等が支払われますが、その負担者が誰かによって、また施設の状態などによって、課税関係が色々変化します。

①入居一時金の負担者が主契約者である場合、負担

者の死亡時に相続税が課税されます。②負担者以外の配偶者が主契約者の場合は、入居一時金の支払時に夫婦間で金銭の贈与があったと認識しますが、その入居が配偶者にとって介護のために必要最小限の設備を備えている施設への入居の場合は、日常生活に通常必要と認められる生活費であり贈与税の非課税に該当します。他方通常を超える豪華な施設への入居一時金の支払いは、贈与税の課税対象となります。③夫婦二人入居で入居一時金の負担割合が夫婦間で異なる場合、民法が定める夫婦間の扶養義務により入居時には課税されませんが、夫婦の一方が死亡した時に入居一時金の未償却分があると相続税の課税対象になります。

神谷 研氏
神谷研税理士事務所
(東海税理士会所属)



「赤ひげ事務所」と呼んでください。どんなことでも、「あっそうだ神谷にちょっと相談してみよう。頼んでみよう。」と頼れる身近で「便利な秘書」。「情報の宝庫」。インターネット会計、海外進出支援、他企業ネットワーク、特殊業種や決算手薄会計、資産税にも明るい「安心」事務所です。
<http://kentax.gr.jp>

税理士 神谷 研 ●東海税理士会所属
神谷研税理士事務所
〒460-0005 愛知県名古屋市中区栄三丁目1番1号
TEL 052-979-1600
FAX 052-979-1601